## (4) 病院事業

### ①職員給与費の状況

ア 決算

| 区　分 | 総費用<br>A | 純損益又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B／A | （参考）<br>令和6年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 令和7年度 | 46,668,468 | 1,007,653 | 23,281,913 | 49.9 | 51.1 |

| 区　分 | 職員数<br>A | 給与費 | | | | 一人当たり<br>給与費 B/A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給　料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　B | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 令和7年度 | 1,896 | 8,524,961 | 4,406,549 | 3,582,356 | 16,513,866 | 8,710 |

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和8年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

**※空欄は令和9年4月頃公表予定**

ア 医師

| 区　分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 山　形　県 | 43.1　歳 | 595,751　円 | 1,501,464　円 |
| 団体平均 | 歳 | 円 | 円 |

イ 看護師

| 区　分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 山　形　県 | 42.8　歳 | 369,956　円 | 618,827　円 |
| 団体平均 | 歳 | 円 | 円 |

ウ 事務職員

| 区　分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 山　形　県 | 40.7　歳 | 353,469　円 | 590,097　円 |
| 団体平均 | 歳 | 円 | 円 |

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 山形県（病院事業） | 山形県（普通会計職員） |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額（令和7年度）<br>1,945　千円 | 1人当たり平均支給額（令和7年度）<br>1,822　千円 |
| （令和7年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.525　月分　2.125　月分<br>（1.425）　月分　（1.025）　月分 | （令和7年度支給割合）<br>期末手当　勤勉手当<br>2.525　月分　2.125　月分<br>（1.425）　月分　（1.025）　月分 |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～20%<br>・管理職加算　15～25% | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～20%<br>・管理職加算　15～25% |

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和8年4月1日現在）

| 山形県（病院事業） | | | 山形県（普通会計職員） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （支給率） | 自己都合 | 勧奨・定年 | （支給率） | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） | |
| | 自己都合 | 勧奨・定年 | | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 1人当たり平均支給額 | 2,635 千円 | 22,408 千円 | 1人当たり平均支給額 | 7,218 千円 | 23,998 千円 |

（注）1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和8年4月1日現在）

| 支給実績（令和7年度決算） | | 289,014 千円 | |
|---|---|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） | | 996,599 円 | |
| 支給対象地域 | 支給割合 | 支給対象職員数 | 国の制度（支給割合） |
| 医　師 | 16 % | 302 人 | 16 % |
| 県内全市町村 | 0 % | 1,751 人 | 0 % |
| 平均支給割合 | 2.4 % | － | 2.4 % |

エ　特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

| 支給実績（令和7年度決算） | 413,156 千円 |
|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） | 410,862 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度） | 51.6 % |
| 手当の種類（手当数） | 9 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績（令和7年度実績） | 左記職員に対する支給単価 |
|---|---|---|---|---|
| 防疫作業手当 | ①病院に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）<br>②家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、豚熱、高病原性鳥ウイルスエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延の防止のための防疫作業に従事する職員<br>③家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、同法第2条に定める家畜伝染病のうち豚熱のまん延の防止のための防疫作業に従事する職員 | ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項まで及び検疫法第2条に定める感染症（特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。）並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合における、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業<br>②当該防疫作業における家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業<br>③当該防疫作業において野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業 | 291 千円 | ①③日額　290円（①のうち、患者に接して行う作業に従事した場合にあっては580円）<br>②日額　380円（牛又は豚のと殺の作業に従事した場合にあっては760円） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 夜間看護業務手当 | 病院に勤務する助産師、看護師、准看護師又はこれらに準ずる職員で保健師助産師看護師法第21条及び第22条に規定する資格を有する者 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等の業務 | 247,297 千円 | 勤務1回当たり 2,150～3,550円<br>※通勤の事情に応じた加算(上限1,140円)あり |
| 緊急呼出救急業務等手当 | 病院に勤務する職員で助産師、看護師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、山形県人事委員会規則4－1第10条第1項第2号により臨時的に任用されている職員で、前述の職員が行う業務に準ずる業務を行うもの及び技術技能員 | 勤務を要する時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより行う手術、透析その他の救急業務又は分べん若しくは病理解剖に関する業務 | 872 千円 | 勤務1回当たり 620円(勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に開始される場合は1,240円) |
| 放射線照射作業手当 | 病院に勤務する職員(当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。) | 放射線の照射(撮影を含む。)作業(補助作業を含む。作業従事時間が1日1時間を超える場合に限る。) | 1,484 千円 | 日額 230円 |
| 汚物等処理作業手当 | 病院に勤務する技能労務職員(給料の調整額の支給を受ける者を除く。) | 患者の汚物等の処理作業(作業従事時間が1日1時間以上の場合に限る。) | 0 千円 | 日額 200円 |
| 分べん介助・診療応援手当 | 病院に勤務する医師又は歯科医師 | ①正規の勤務時間以外の時間の分べん介助の業務、②病院相互間又は公的医療機関(医療法第31条に規定するものをいう。)で行う診療の応援業務のうち管理者が認めるもの | 18,620 千円 | ①の業務1回につき10,000円(管理者が別に定める業務に従事した場合にあっては 20,000円)<br>②の業務1回につき20,000円(宿日直応援の時間が5時間以上である場合10,000円、5時間未満である場合5,000円) |
| 回転翼航空機搭乗手当 | 病院に勤務する職員 | 回転翼航空機に搭乗した場合の救急医療の業務その他これに準ずるものとして管理者が別に定める業務 | 614 千円 | 搭乗1時間につき1,900円 |
| 災害応急作業等手当 | 職員 | ①山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年県条例第34号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第13条第1項第1号から第3号に掲げる作業<br>②前号に掲げる作業に相当する作業で管理者が定めるもの | 0 千円 | 作業に従事した日1日につき1,440円の範囲内で作業に応じて管理者が定める額 |
| 看護業務手当 | 病院(こころの医療センターを除く。)に勤務する助産師、看護師、准看護師又はこれらに準ずる職員で保健師助産師看護師法第21条及び第22条に規定する資格を有する者 | 看護等の業務 | 131,717 千円 | 勤務1月につき12,000円 |

オ 時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和７年度決算） | 1,993,507 千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算） | 1,160 千円 |
| 支給実績（令和６年度決算） | 1,966,288 千円 |
| 職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算） | 1,008 千円 |

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和8年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（令和7年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 初任給調整手当 | 専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難と認められる職（医師等）又は採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対し、支給される手当（月額・最高371,300円） | 同じ | | 873,424 千円 | 3,548,101 円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当<br>・ 給料表別、職務の級別、区分別に定められた額を支給 | 同じ | | 44,364 千円 | 985,860 円 |
| 扶養手当 | 扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当<br>・ 扶養親族たる父母等6,500円（行政8級職員等にあっては3,500円、行政9級職員等に対しては支給しない）、扶養親族たる子13,000円<br>・ 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算（月額） | 同じ | | 183,739 千円 | 259,671 円 |
| 住居手当 | 借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当<br>・ 借家：家賃に応じた額（28,000円限度）<br>・ 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合、上記の額の2分の1（月額） | 同じ | | 139,397 千円 | 311,965 円 |
| 通勤手当 | 通勤のため交通機関等を利用し、自動車等を使用し、又は自動車等の駐車のための施設等を利用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当<br>・ 交通機関利用者：運賃等相当額（1箇月当たり・最高150,000円）<br>・ 交通用具使用者：通勤距離区分に応じた定額（月額・最高66,400円）<br>・ 自動車等の駐車のための施設等利用者：駐車施設等料金相当額（月額・最高5,000円） | 同じ | | 179,975 千円 | 101,470 円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当<br>・ 基礎額（30,000円）+距離区分に応じた加算額（最高70,000円）（月額） | 同じ | | 7,088 千円 | 423,164 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当<br>・ 1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数 | 同じ | | 184,822 千円 | 184,945 円 |
| 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して支給される手当<br>・ 支給区分に応じた定額（1回当たり最高・医師等22,500円） | 同じ | | 118,069 千円 | 326,309 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日等に勤務した場合に支給される手当<br>・ 管理職手当の支給割合に応じた定額<br>（勤務を要しない日等：1回当たり最高・部長級12,000円）<br>（勤務を要しない日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時：1回当たり最高・部長級6,000円） | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 寒冷地手当 | 寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために、設けられた手当<br>・ 支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額（月額・最高19,800円） | 同じ | | 114,708 千円 | 65,645 円 |